

令和5年1月の変更点について

令和5年1月1日における変更点は以下のとおりです。

■ 主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額等の変更

建設業法施行令の一部改正（令和5年1月1日施行）に係る所要の変更を行います。

※（）内は建築一式工事の場合

	現行	改正後
監理技術者の配置を要する下請代金額の下限	4,000万円 (6,000万円)	4,500万円 (7,000万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3,500万円 (7,000万円)	4,000万円 (8,000万円)